

荷主の皆様、

物流効率化に向けた努力義務

について取り組んでいただくようお願いします。

令和7年4月1日より物流改正法の一部が施行され、**トラック輸送に関わる関係者には、国が策定した判断基準に基づき、物流効率化にむけて努力する義務が課されています。**商慣行の見直しには荷主の皆様のご理解・ご協力が必要です。積極的な取り組みをお願いします。

物流効率化について荷主・物流事業者が努力すべきポイント

① 積載効率の向上

(判断基準の例)

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等

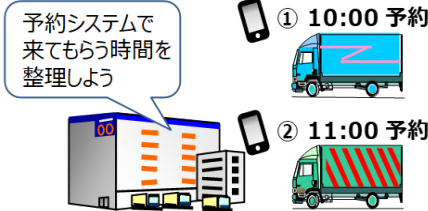


(例)地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

(判断基準の例)

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

(判断基準の例)

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

オンライン説明会もご活用ください。

政府では、荷主の皆様に向けて物流改正法の説明会を実施しています。
アーカイブ動画も公開していますので、どうぞご活用ください。

新物効法荷主向け説明会

(R7.9開催)

※動画アーカイブ



【中国運輸局】※動画アーカイブもあり
トラック物流問題の解決に向けた
オンライン説明会 (毎月開催)



「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

こちら是非
ご覧ください。

物流効率化法の改正ポイントを取りまとめたサイトです。
物流効率化法に関わる努力義務や一定規模以上の特定事業者に課せられる事項等について解説しています。



物流の持続的な成長を図るため
物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、
物流の持続的成長を図るため、
荷主・物流事業者に対する規制の整備が定められました。
おかげで、物流事業者は、
物流効率化のための取り組みに必要の努力義務が課せられます。
また、一定規模以上の特定事業者に対し、
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。
趣旨をご理解いただき、
物流効率化の取組を推進してください。

本プラットフォームについて



(お問合せはこちらまで)

四国運輸局 自動車交通部貨物課 (電話：087-802-6773)
四国経済産業局 産業部商務・流通産業課 (電話：087-811-8524)
中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課 (電話：086-224-4511)

荷主の皆様、

取扱貨物の重量算定が必要です！

令和7年4月～令和8年3月の1年間の取扱貨物の重量が**9万トン以上の場合、国への届出等が義務化**されます。

1. 重量算定の方法

①トラックに貨物の運送を行わせる契約をしている事業者（第1種荷主）

運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量

②運送事業者との契約はなく、受取や引渡しのみ行う事業者（第2種荷主）

自らの事業に関して、次に掲げる貨物の合計の重量

1. 運転者から受け取る貨物
2. 他の者をして運転者から受け取らせる貨物
3. 運転者に引き渡す貨物
4. 他の者をして運転者に引き渡させる貨物

こちらの各解説書も
ご参考ください



関係法令

以下のような算定方法を用いることも可能です

- ・ 商品マスタ等システムに登録されている重量を元に換算する
- ・ 容積を把握している場合においては、対象貨物の重量に換算する
- ・ 輸送するトラックの最大積載量を貨物の重量として換算する
- ・ 売上金額や仕入金額を元に貨物の重量を換算する 等

③重量算定の結果、

第1種荷主と第2種荷主のいずれか又は両方が9万トン以上の場合



2. 算定重量が9万トン以上の荷主（特定荷主）の義務

- ① 貨物の運送の委託及び受渡し状況を**国へ届け出**（令和8年5月末まで）
- ② **中長期計画の作成・報告**
- ③ 努力義務の実施状況についての**定期報告**
- ④ **物流統括管理者（CLO）の選任**

詳しくはこちらをご覧ください



「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

物流効率化法の改正ポイントを
とりまとめたサイトです。



フランチャイズ
チェーンについても
記載されています